

## 国民健康保険被保険者証の更新がスタートします！

平成30年度の被保険者証は、**コスモス色（赤）**から**そら色（水色）**に変わります。今年度同様、被保険者証（退職含む）、高齢受給者証、特定健診受診券が一体型となっています。

更新は平成30年3月1日（木）から市役所1階ロビー（売店前）の特設窓口で行います。  
**※更新時期は、駐車場が混み合います。第二駐車場をご利用の際は1時間無料券を発行しますので、ご活用下さい。**

**※平成29年度の被保険者証は平成30年3月31日までのご利用となります。平成30年度の被保険者証の有効期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなりますのでご確認ください。**



※イメージです。

### 3月の更新日程

地区	指定日	時間
石垣、新川	3/1、 3/2	<b>9:00 ~ 16:00</b> (お昼休みも更新を受付けます) ◎3/4(日)、3/10(土)には 休日更新を行います。 (22番窓口) ※更新時に納付がある場合は 終業の15分前までに済ませて下さい。
登野城、大川	3/5、 3/6、 3/7	
平得、真栄里	3/8、 3/9	
大浜、宮良、白保	3/12、 3/13、 3/14	
美崎町、八島町	3/15、 3/16	
新栄町、浜崎町	3/19、 3/20	
名蔵、川平、桴海、桃里 野底、伊原間、平久保、崎枝	指定日なし	

### 更新時は混雑が予想されます！

未納（滞納）がある場合、納付確認または納付相談等により更新に時間を要します。来庁の際は、時間に余裕をもってお越しください。

更新の際は、更新お知らせハガキ、国民健康保険被保険者証（全員分）、顔写真付身分証明書（必要に応じて確認）、2月～3月中に納めた国保税の領収書をご持参下さい。

詳細は、石垣市健康保険課（TEL 0980-87-9040）までお問い合わせ下さい。

## 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります。

平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度から国民健康保険制度の安定化のために、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになりました。

■ 沖縄県の役割 財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

■ 石垣市の役割 資格管理（国保の加入・脱退の届出や被保険者証の発行など）、保険給付、国保税率の決定、国保税の賦課・徴収、保健事業などを引き続き担うこととなります。

※国保の各種申請・届出窓口は、これまでと同様に健康保険課になります。